

【令和6年度版】
令和6年10月16日適用

令和6年度 社会福祉施設 監査調書 【女性自立支援施設: 処遇】

施設種別 女性自立支援施設

施設名

実施日

監査担当職員職氏名

社会福祉施設監査調書(まとめ)					
施設名				実施日	年 月 日
事項		指導事項	改善状況	指導方針	備考
入所者処遇	1 入所者処遇方針等				
	2 運営に関する基準				
	3 食事				
	4 入所者預り金				
	5 遺留金品				
	6 入所者への支給金				
	7 運営全般				

監査時の指示事項、特記事項等

女性自立支援施設(処遇)

着眼事項	調査事項	補足説明・判断基準等	根拠・参考	確認書類
1 入所者の処遇方針等	1 入所者の処遇にかかる会議開催状況及び参画状況は適切か。	☐ 処遇に関する会議を適宜、適切に開催すること。また、施設長等が参加するとともに、各職種の情報を統合し入所者の全体像を把握するよう努めていること。	基準条例14条	・ 会議記録
	2 入所者の個別支援計画の策定状況は適切か。	☐ 処遇会議のほか、必要に応じて医師等のアドバイスを受け、各職種の情報を統合した個別の個別支援計画を策定すること。また、個別支援計画の内容は私生活を尊重したものであること。	基準条例14条、指導監督徹底通知（社援1275）5(4)	・ 個別支援計画
		☐ 個別支援計画及びそれに基づく処遇について、入所者への情報提供及びそれに関する意見を聴取する機会を提供していること。		・ 個別支援計画 ・ 処遇記録
		☐ 個別支援計画についてアセスメント、モニタリング等により定期的に見直しを行っていること。		・ 個別支援計画
	3 入所者処遇に関する記録は適切か。	☐ 入所者の処遇に関する記録を適切に整備していること。	基準条例8条	・ 入所者台帳 ・ 処遇記録
	4 個別支援計画に基づいた支援が行われているか。	☐ 個別支援計画に基づいて、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活(就労及び就学を含む。)に関する支援が行われていること。	基準条例14条	・ 個別支援計画 ・ 処遇記録
	5 入所者に対し、退所後の生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行っているか。	☐ 入所者に対し、社会的経済的自立を促進するための就労支援、職業能力開発、ソーシャルワークに関する情報提供など、生活の再設計のための必要な支援を行っていること。	基準条例14条	
		☐ 入所者に対し、自立的な生活を送るため、衣食住の生活スキルの確保・向上のための必要な支援が行なわれていること。 (栄養管理、調理技術、衛生管理、健康管理、金銭管理等の知識及び技術の習得等)		
		☐ 経済的な社会復帰を促進するため、必要により入所者の債務整理のための支援が行われていること。		
		☐ 入所者に外出の機会を確保するよう努めていること。		
	6 入所者の自主性・自律性を尊重した日常生活支援が行われているか。	☐ 入所者が自発的・主体的に取り組むクラブ活動、行事などが計画・実施されていること（入所者の趣味趣向を尊重し、要望を反映する取り組みがあること）	基準条例14条、指導監督徹底通知（社援1275）5(4)	
		☐ 入所者同士が協力し、自主的・自発的に施設での集団生活を営むための活動（自治会活動等）が行われていること。		
		☐ 地域交流が積極的に実施されていること。 (ボランティア活動、学生実習の受け入れ等を含む)		

女性自立支援施設(処遇)

着眼事項	調査事項	補足説明・判断基準等	根拠・参考	確認書類
	7 入所者に対する危害の防止に配慮しているか。	☐ 夫等、外部からの危害を想定して、入所者の安全確保が図られていること（本人所在の秘匿、緊急時対応マニュアルの策定、緊急連絡先の整備、施設の侵入防止対策など）	基準条例2条3項、4条	
	8 入所者に対して、女性自立支援に特別の配慮を行っているか。	☐ 入所者の職員又は他の入所者による身体的・精神的虐待、セクシャル・ハラスメントなどの二次的被害について、未然防止の取り組みを行っていること。（職員研修、入所者への周知徹底など）	基準条例2条2項、14条	
		☐ 入所者の心理的な課題（DV等によるトラウマ、PTSD等）について個別に把握・配慮し、個別支援計画に基づく支援プログラムを実施しているか。また、必要に応じて専門家の意見を反映させているか。	基準条例14条	
	9 退所後のアフターケアについて配慮しているか。	☐ 市町村とも連携しつつ退所した者と定期的に連絡を取る等の継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行うことが望ましい。	困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針第2 5	
	10 安全計画を策定しているか。	☐ 入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画を策定しているか。	基準条例6条	
		☐ 策定した安全計画について、職員に周知しているか。また、研修や訓練を定期的実施しているか。		
		☐ 定期的に安全計画の見直しを行っているか。また、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。		
	11 業務継続計画を策定しているか。	☐ 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	基準条例16条	
		☐ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。		
		☐ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。		
2 保健衛生	1 利用者の健康状況を常に注意し、健康保持のための適切な措置を講じているか。	☐ 必要に応じて嘱託医・看護師に相談する等の対応を行っていること。	基準条例17条	
	2 入所者の定期健康診断を適切に実施しているか。	☐ 入所者の健康診断を年2回以上実施するとともに、適切な健康管理を行うこと（受診項目漏れはB）。	基準条例17条	
	3 医薬品、衛生材料、医療機械器具は適切に管理されているか。	☐ 医薬品、衛生材料、医療機械器具の管理を適切に行っていること。（医務室が設置されていること）	基準条例11条、17条	
	4 居室その他の設備が清潔に保たれているか。	☐ 居室その他入所者が常時使用する設備については、常に清潔に保たれていること。	基準条例17条	

女性自立支援施設(処遇)

着眼事項	調査事項	補足説明・判断基準等	根拠・参考	確認書類
	5 感染症発生等の対応は適切になされているか。	☐ 感染症防止のための会議を行うほか、「感染症対策マニュアル」を作成するなど、予防対策の措置を講じていること。 ☐ 職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長による必要な指示が行われていること。また、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど、適切な措置が講じられていること。 ☐ 一定要件を満たした場合、施設の所轄庁および保健所に報告し、指示を求める等していること。 （死亡・重篤患者が1週間以内に2名以上発生、患者又は感染が疑われるものが10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合など） ☐ 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録していること。 ☐ 年1回以上、職員を対象とした衛生管理に関する研修を実施していること	基準条例17条、社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(社援0222022)ほか	
	6 入浴設備、水道設備は清潔に保たれているか。	☐ 風呂の湯の衛生管理を適切に行っていること。 循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルに基づき、水質検査・消毒等を実施すること。（以下、主なもの） ①浴槽水は、少なくとも1年に1回水質検査を行うこと。 ②浴槽水は、毎日換えることが原則だが、これにより難しい場合、汚染状況を考慮したうえで、最低でも1週間に1回以上、完全に換えること。 ③ろ過器内は、汚れが付着しやすいため、1週間に1回以上、ろ過器内の生物膜等を排出すること。 ④ろ過器内の集毛器を毎日清掃すること。 ⑤浴槽水の消毒について、残留塩素濃度を測定すること。 ⑥貯湯槽は、湯温を60℃以上にするなど、レジオネラが繁殖しないようにすること。また、貯湯槽内の生物膜の除去等、清掃、消毒を行うこと。 ⑦気泡発生装置、ジェット噴射式の浴槽は循環湯を使用しないこと。 ☐ 受水槽を設置している場合、残留塩素濃度、色・臭いなどの定期的な点検及び点検記録を行っているか（10m以上は年1回の法定点検・清掃が必要）。 飲用井戸がある場合、大腸菌群の検査を行っているか。	基準条例17条 社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について（社援施47）他 社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について（社援施47）他における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について（社援116）	・点検記録、検査結果
3 食事	1 食事に関する会議を実施しているか	☐ 関係職種による食事会議を開催し、食事内容について施設全体で検討を行うこと。	基準条例15条、社会福祉施設における衛生管理について（社援施65）	
	2 入所者に適した栄養所要量を設定するための食品構成を作成しているか	☐ 入所者に適した栄養所要量を確保していること。		

女性自立支援施設(処遇)

着眼事項	調査事項	補足説明・判断基準等	根拠・参考	確認書類
		☐ 栄養所要量を基にした食品構成・献立を作成していること。		
	3 検食を実施しているか。	☐ 毎食、提供前に検食を実施し、結果等を献立に反映すること。 (調理担当者以外が検食すること。)		
		☐ 検食簿を作成すること。		
	4 入所者の身体状態に合わせた調理内容となっているか。	☐ 入所者の身体状態に合わせた調理内容とし、必要に応じて食事介助を行っていること。		
	5 食事日誌を整備しているか。	☐ 食事の状況を食事日誌に適切に記録していること。	基準条例8条	
	6 食材料日計表を作成しているか。	☐ 食材料日計表を整備すること。	基準条例8条、15条	
		☐ 食材料日計表については、施設長の決裁を受けていること。		
	7 献立表を作成しているか。	☐ 予定献立及び実施献立を作成し、実施状況を明らかにしていること。	基準条例15条	
		☐ メニューが固定化されないよう配慮がなされていること。 (朝食のパン食等)		
		☐ 病弱者に対する献立については、必要に応じ医師の指示を受けていること。		
	8 嗜好・残食調査を実施しているか。	☐ 嗜好・残食調査を実施し、献立に反映する取り組みが行われていること。	基準条例15条	
	9 食事費は適切か。	☐ 市場価格調査を実施するとともに、適切な価格で食材を購入し、食事費予算の執行管理を行うこと。		
		☐ 食事費は利用者から徴収できないこと。		
	10 食材料の納品に当たって、検収を実施しているか。	☐ 食材料の納品に当たっては検収を実施し、搬入時刻・温度等を記録すること。	社会福祉施設における衛生管理について(社援施65)	
	11 食事時間は適切か。	☐ 夕食時間は17時以降とすること(自立に向けた生活習慣の確立を考慮して、18時以降の実施が望ましいこと)		
	12 適温食事について配慮がなされているか。	☐ 温冷配膳車などにより、適温食事が配慮されていること。		
	13 食事関係者の検便を月1回行っているか。	☐ 食事関係者は毎月、検便を実施すること。 (特に調理員については採用前に検便を実施していること)		

女性自立支援施設(処遇)

着眼事項	調査事項	補足説明・判断基準等	根拠・参考	確認書類
	14 厨房内の衛生に努めているか。	☐ 厨房内の衛生及び食器類の衛生管理に努めること。	基準条例17条、社会福祉施設における衛生管理について（社援施65）	
		☐ 年2回以上ねずみ、衛生害虫の駆除作業を実施すること。		
	15 保存食を実施しているか。	☐ 入所者に供給した食事を50gずつ2週間以上保存すること。また、原材料についてもすべて保存すること。	社会福祉施設における保存食の保存期間等について（社援施117）	
	16 栄養指導を実施しているか。	☐ 入所者への十分な栄養指導を行うこと。		
	17 職員食事にかかる徴収額は適切か。	☐ 職員食事に係る徴収額の根拠を明確にしていること。		
		☐ 職員食事費は適切な金額を徴収していること。		
	18 調理業務を委託している場合、業務内容は適切か。	☐ 委託契約により、適切な調理業務が確保されていること。		
		☐ 市場価格調査を実施し、契約金額の妥当性について検証していること。		
	19 衛生管理の点検を実施し、衛生管理の向上に努めているか。	☐ 衛生管理マニュアルを策定し、定期的に衛生管理の点検を実施し、衛生管理の向上に努めているか。	基準条例17条、社会福祉施設における衛生管理について（社援施65）	
4 入所者預り金	1 管理保管責任者（証書等の管理・印鑑の管理）を定めているか。	☐ 管理保管責任者を定めること。	基準条例8条、指導監督徹底通知（社援1275）5(4)エ	・預かり金規程 ・出納記録
		☐ 証書印鑑を同一人が保管しており（又は同一場所で保管しており）適切でないので内部牽制体制を整備すること。		
	2 預り金規程を整備していること	☐ 預り金規程を整備すること。 預かる財産の範囲、通帳・印鑑の管理方法、管理責任者、管理についての報告頻度、管理料の徴収について、記載されているか。 （規程がない場合、C 記載内容の不備はB）		
	3 多額の現金を長期にわたり管理保管していないか。	☐ 多額の現金を長期にわたり管理保管しているが適切でないので改めること。		
	4 引き渡し方法は適切か。	☐ 引き渡し等の際しては、入所者又は親族から直接受領印を徴すること。どうしてもとれない場合、複数職員の立会のもとに行うこと。		
	5 預り金からの支払いは適切か。	☐ 預り金から支払った場合は領収書を必ず保管しておくこと。		
	6 預り金のチェックを適切に行っているか。	☐ 規程に定める管理責任者が定期的（毎月）に出納状況のチェックを行っていること。		

女性自立支援施設(処遇)

着眼事項	調査事項	補足説明・判断基準等	根拠・参考	確認書類
		☐ 入所者又は親族に帳簿・通帳等を定期的（四半期毎）に閲覧させるか、報告すること。		
	7 入所者会等責任のない団体で保管していないか。	☐ 入所者預り金を入所者会等が保管しているのは適切でないので改めること。		
	8 自己管理のため必要となる保管場所の確保等の配慮がされているか。	☐ 自立に不可欠な金銭管理能力を向上させるため、本人支給金等を自身で管理できるよう、金銭保管場所の確保等の配慮がされていること。	基準条例11条	
	9 施設会計で負担すべき経費を入所者に負担させていないか。	☐ 措置費で支弁されている日常生活用品等について、利用者に実費負担を求めているか。		
	10 金銭管理委託契約を締結しているか	☐ 書面で金銭管理委託契約を締結すべきであること		・ 契約書
	11 預り金規程を説明、配布しているか	☐ 預り金規程を入所前に分かりやすく説明し、配布しているか。		
	12 金銭出納の記録を作成しているか	☐ 金銭出納記録を作成し、記入しているか。	基準条例8条	・ 出納記録
5 遺留金品	1 遺留金品の処理に当たり、措置の実施機関に連絡し、指示を受けているか。	☐ 死亡、無断退所等による遺留金の引き渡しに際しては、措置の実施機関からの文書による指示又は口頭指示の場合の記録をとっておくこと。	指導監督徹底通知（社援1275）5(4)エ	・ 遺留金台帳
	2 遺留金品を長期にわたり、施設に保管していないか。	☐ 遺留金品を長期にわたって保管するのは好ましくないので改めること。なお、腐敗又は滅失の恐れがある場合は、売却し代価を保管できること。		
	3 遺留金品の引き渡しに当たって、受領書を徴しているか。	☐ 遺留金品の引き渡しに当たっては、受領書を徴すること。		
	4 措置の実施機関に引き渡し完了報告を行っているか。	☐ 措置の実施機関に対しては、文書で引渡完了報告をすること。		
	5 遺留金品台帳を整備しているか。	☐ 遺留金品台帳等の関係書類を整備すること。		
6 入所者への支給金	1 支給金台帳（本人支給金台帳又は入院患者日用品費支給簿）を整備しているか。	☐ 支給金台帳（本人支給金台帳・入院患者日用品費支給簿）を整備すること。		
	2 支給に際して受領印を徴しているか。	☐ 本人に支給金等を渡したときは、受領印を徴しておくこと。		
7 運営全般	1 施設運営に関する自主的な内部点検を行っているか。	☐ 施設運営について、自主的な内部点検を実施していること。		

女性自立支援施設(処遇)

着眼事項	調査事項	補足説明・判断基準等	根拠・参考	確認書類
	2 内部経理監査を行っているか。	☐ 内部経理監査を実施していること。		
	3 施設内で入所者に係る事故等はないか	☐ 事故が発生した場合の対応方法について定めておくよう努めていること。 ☐ 施設内で、入所者等に事故があった場合、その記録を行うとともに、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていること ☐ 入所者に対し賠償すべき事故に対し、速やかに損害賠償を行っていること。 ☐ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入するか、賠償能力を有するよう努めていること。	基準条例4条	
	4 苦情解決体制を整備しているか。	☐ 利用者からの苦情に迅速に対応するために、苦情受付窓口、苦情解決体制を整備し、運営規程への記載や掲示など、利用者に周知していること。（第三者委員を設置しているか） ☐ 苦情について適切に対応し、その解決結果を通知・記録していること。また、解決結果は第三者委員に報告するとともに、掲示等により公表されていること。 ☐ 女性相談支援センターから指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていること。 ☐ 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力すること。	基準条例7条、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（社援1352）	・ 苦情解決規程 ・ 苦情処理記録
	5 定員を遵守しているか。	☐ 居室の定員は、原則として1人とする。ただし、女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、一の居室の定員を2人以上とすることができる。	基準条例13条	
	6 入所者の個人情報、秘密保持に十分な配慮を行っているか。	☐ 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないこと。 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 →特に入所者の所在情報については留意していること。 ☐ 利用者等の個人情報の取扱いについては、「福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守すること。 →業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないこと（職員でなくなった後においても同様）。	基準条例12条	
	7 寄附を強要していないこと。	☐ 利用者または利用者家族に対して寄附を強要してはならないこと。	指導監督徹底通知（社援発1275号）5(4)エ	

女性自立支援施設(処遇)

着眼事項	調査事項	補足説明・判断基準等	根拠・参考	確認書類
	8 設備、職員及び会計に関する記録を適切に整備しているか。	☐ 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならないこと。	基準条例8条	
	9 入所者の福祉の向上を図るため、福祉事務所を始め社会福祉施設及び医療、衛生、労働等の関係機関と十分な連携が図られているか。	☐ 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センター、母子・父子福祉団体、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならないこと。	基準条例19条	・連絡先一覧 ・連絡記録
	その他	☐ ※入所者処遇に関すること		
		☐ ※施設管理運営に関すること		